

〔参考〕本県における市町村標準保険料率の算定の考え方

- 本県における市町村標準保険料率は、国のガイドライン（注）を踏まえ、県内で統一の算定基準に基づいて示すこととしており、第3期愛知県国民健康保険運営方針（令和6年3月策定）においては、年度間の保険料（税）の変動を抑制し、安定的な財政運営を確保するため、令和7年度から医療費水準を段階的に反映しない（令和11年度から全く反映しない）ことに加え、各市町村で発生した高額医療費（1件あたり90万円を超える部分の医療費）を県全体で共同負担する設定とした上で、次により算定することとする。

（注）「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」

（令和8年1月厚生労働省保険局国民健康保険課）

（1）標準的な保険料算定方式

県が示す市町村標準保険料率の算定方式については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の全ての区分において、3方式とする。

（2）標準的な収納率

標準的な収納率は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の全ての区分において、市町村規模別を基本として設定する。

・市町村標準保険料率の算定において設定した標準的な収納率

市町村規模別区分	市町村標準保険料率の算定時に設定した標準的な収納率（注）	
	令和7年度標準保険料率算定時 （令和3～令和5年度平均）	令和8年度標準保険料率算定時 （令和4～令和6年度平均）
1万人未満	95.34%	95.27%
1万人以上5万人未満	95.24%	95.16%
5万人以上10万人未満	94.45%	94.42%
10万人以上	95.74%	95.64%

（注）市町村規模別区分ごとに、当該区分に該当する市町村の現年度分収納率の平均値（「10万人以上」の区分にあっては5万人以上の市に係る平均値）の直近過去3年分の平均収納率

（例）令和8年度の市町村標準保険料率の算定においては、令和4年度から令和6年度までの3年分の平均収納率を標準的な収納率として設定する。

（3）標準的な賦課割合（所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数）

市町村標準保険料率を算定する際のそれぞれの配分指数は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、及び子ども・子育て支援納付金分の全ての区分において、次のとおりとする。

所得（応能）シェア		人数（応益）シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	70	30